

令和 7 年度鳥取県山地災害危険地区見直し業務仕様書

第 1 適用範囲

本仕様書は、令和 7 年度鳥取県山地災害危険地区見直し業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第 2 業務の目的

本業務は、鳥取県（以下「甲」という。）が平成 29 年度に調査を行った山地災害危険地区について、山地災害危険地区調査要領（令和 6 年 3 月、林野庁）（以下「要領」という。）に基づき、再点検（見直し）を行って県内における山地災害危険地区の現状を把握及び更新し、災害の未然防止に資することを目的とする。

第 3 業務の期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和 7 年 12 月 15 日までとする。

第 4 業務の内容

1 業務の概要

本業務は、現在稼働中の鳥取県山地災害危険地区情報システム（別紙）に搭載されているソフトウェア、ハードウェア及び各種データ等を活用して山地災害危険地区の再点検を行い、その結果を山地災害危険地区調査取りまとめ様式及び図面作成要領（令和 6 年 3 月改正、林野庁）に基づき取りまとめるとともに、当該結果を鳥取県山地災害危険地区情報システムへ取り込むことを行うものである。

2 業務資料作成

本業務実施にあたり、受注者（以下「乙」という。）は、契約締結後速やかに技術者選任届、業務実施計画書及びその他甲が指示する書類を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課に提出しなければならない。

なお、業務実施計画書は、以下の項目について記載するものとする。

- (1) 業務目的及び概要
- (2) 各業務の内容
- (3) 実施方針
- (4) 業務行程（WBS（作業項目、作業期間、日数及び人数を記載したもの））
- (5) 業務組織計画
- (6) 打合せ計画
- (7) 成果物の品質を確保するための計画
- (8) 成果物の内容、部数
- (9) 甲と乙の連絡体制（緊急時を含む）
- (10) その他必要な事項

3 貸与資料

甲は、本業務に必要な下記の資料を乙に貸与する。

- (1) 山地災害危険地区調査要領（令和 6 年 3 月、林野庁）
 - (2) 山地災害危険地区調査取りまとめ様式及び図面作成要領（令和 6 年 3 月改正、林野庁）
 - (3) 鳥取県山地災害危険地区情報システムの GIS データ一式
- ア 山腹崩壊危険地区ポリゴン

- イ 崩壊土砂流出危険地区ポリゴン
- ウ 地すべり危険地区ポリゴン
- エ 令和6年度危険度メッシュ
- (4) 治山事業実施状況 一式
- (5) 災害履歴情報（山腹崩壊） 一式
- (6) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域情報 一式
- (7) 土砂災害警戒区域の指定状況 一式
- (8) 治山施設個別施設計画情報 一式
- (9) 噴火・泥流履歴情報 一式
- (10) 令和6年度鳥取県山地災害危険地区見直し業務 成果物 一式

4 再点検の実施および様式作成

本業務は、鳥取県山地災害危険地区情報システムに蓄積された既存データ等を活用し、山地災害危険地区の再点検を実施する。再点検の成果は今後の関連業務でも継続活用するため、当該データを鳥取県山地災害危険地区情報システムへ適切に取り込むものとし、取り込んだ更新後のデータが鳥取県山地災害危険地区情報システムにて正常に動作することについての確認を甲に協議すること。

また、乙は本業務において鳥取県山地災害危険地区情報システムの運用に著しく支障をきたす事象を検出した場合は、甲に協議すること。

なお、対象とする山地災害危険地区の想定箇所数は、山腹崩壊危険地区：2,150箇所、地すべり危険地区：20箇所、崩壊土砂流出危険地区：2,280箇所としている。対象箇所数が増減する場合は、契約金額の増減について甲乙協議を行うこと。

(1) 作業計画

業務の目的を把握した上で業務内容を確認し、業務計画書及び工程表を作成すること。

(2) 資料収集整理

3で示した貸与資料及びその他業務遂行に必要な資料を収集整理すること。

(3) 調査対象地区の選定

要領に基づき、山腹崩壊危険地区・地すべり危険地区・崩壊土砂流出危険地区について調査対象地区を選定する。選定した調査対象地区については、鳥取県山地災害危険地区情報システム上で危険地区ポリゴンの作図を行うこと。なお、調査対象地区の区域の設定方法は、甲に協議すること。

(4) 調査の実施（状況調査）

調査対象地区について、過年度業務の成果を活用し、かつ、要領に基づき自然状況調査（山腹崩壊危険地区は除く）、公共施設等実態調査、保安林等指定状況調査、治山事業実施状況調査、災害歴調査等を実施すること。なお、公共施設等実態調査における被害想定区域の設定方法は、甲に協議すること。

(5) 危険度の判定

(3)で選定した調査対象地区について、要領に基づき危険度判定を実施すること。なお、治山事業が概成していることを理由に危険度を低減する地区については、事前に甲と協議すること。

(6) 結果のとりまとめ

(4) および(5)で得られた調査結果をもとに、次の様式を作成すること。

ア 山腹崩壊危険地区

・様式1-1 ・様式1-2 ・様式4 ・様式6 ・図面1、図面2

イ 地すべり危険地区

・様式2 ・様式4 ・様式7 ・図面1、図面2

ウ 崩壊土砂流出危険地区

・様式3 ・様式4 ・様式8 ・図面1、図面2

また、(3)で作図した危険地区ポリゴンに対して属性値登録を行うこと。

(7) 報告様式の取りまとめ

(4) および(5)で得られた調査結果をもとに、次の様式を作成すること。

・様式5 ・様式9 ・様式10 ・様式11 ・様式12 ・様式13 ・図面1 ・図面2

(8) 報告書作成

本業務における業務内容の整理を行い、業務報告書として取りまとめるものとする。

(9) 打合せ協議

本業務の円滑かつ適正な遂行のために、打合せ協議を行う。

打合せ協議は、着手時、中間時及び完了時の計3回を標準とし、協議は必要に応じて適宜実施するものとする。

5 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次に示す各種法令等に基づいて行うこと。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）、同法施行令（昭和24年政令第322号）及び同法施行規則（昭和24年建設省令第16号）
- (2) 国土交通省公共測量作業規程及び同運用基準
- (3) 国土基本図図式及び同運用基準
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）
- (6) 森林簿及び森林計画図の取扱要領
- (7) 山地災害危険地区調査要領（令和6年3月、林野庁）
- (8) 山地災害危険地区調査取りまとめ様式及び図面作成要領（令和6年3月改正、林野庁）

第5 守秘事項等

- 1 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、他の目的に使用してはならない。
- 2 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を外部へ漏らしてはならない。

第6 成果物の部分使用

甲は乙に中間報告を求めることができる。また甲は、乙に対して部分使用を請求することができるものとする。この場合、部分使用の請求及びこれに対する乙の承諾は、業務打合簿をもって行うものとする。

第7 消耗品等必要な物品類

本業務に用いる消耗品等必要な物品類は、乙が負担するものとする。

第8 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て乙の負担とする。

第9 成果物

本業務に係る成果物は、次のとおりとし、納品先は鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課とする。

- 1 業務報告書(A4版製本) 1部、電子データ(DVD-R等にて納品) 1部
- 2 様式 一式(DVD-R等にて納品)
- 3 本業務において更新した鳥取県山地災害危険地区情報システムのデータ 一式(DVD-R等にて納品)
- 4 部分使用を請求する場合、業務打合簿を作成する。

第10 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

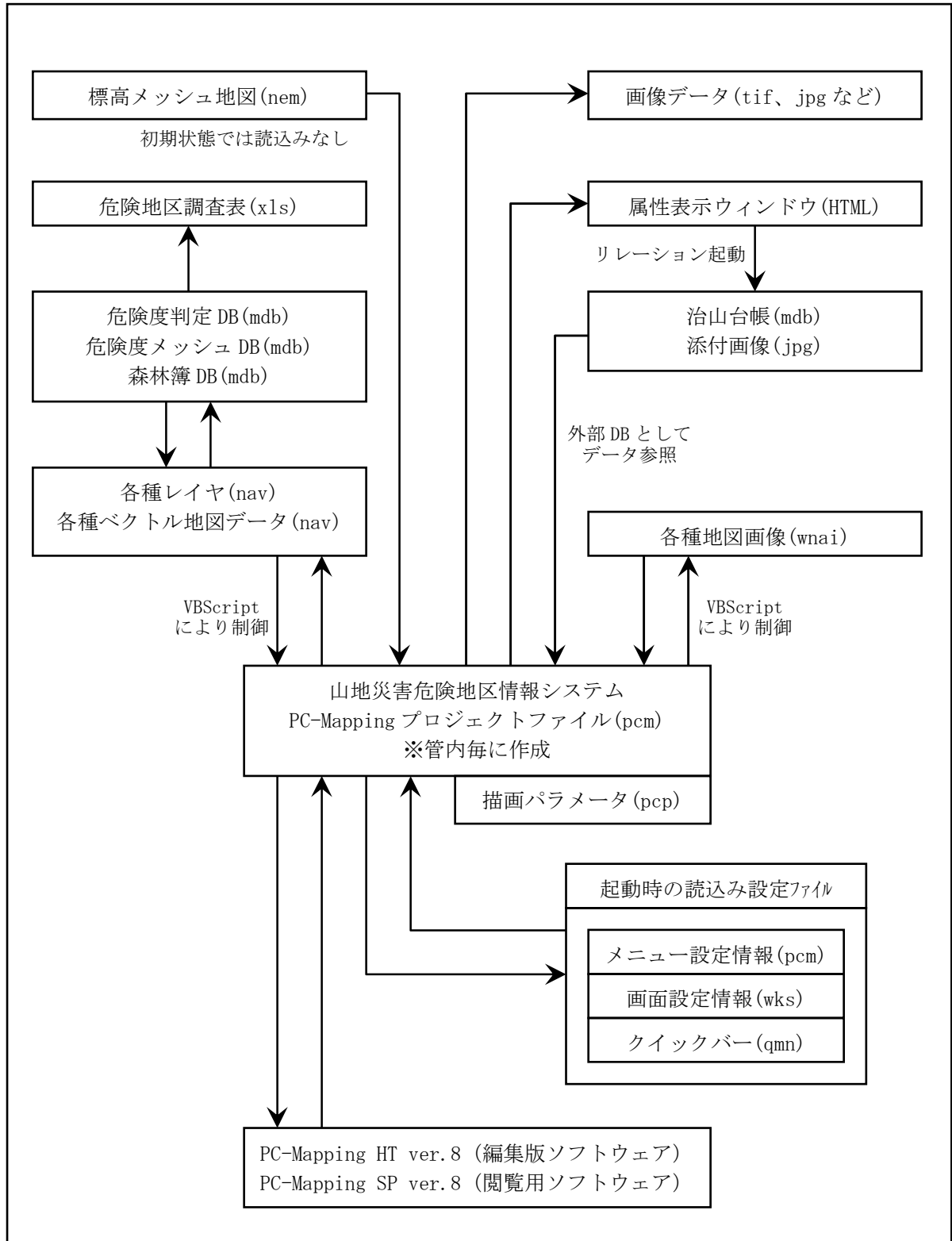
(別紙)

鳥取県山地災害危険地区情報システム概要

(1) ソフトウェア

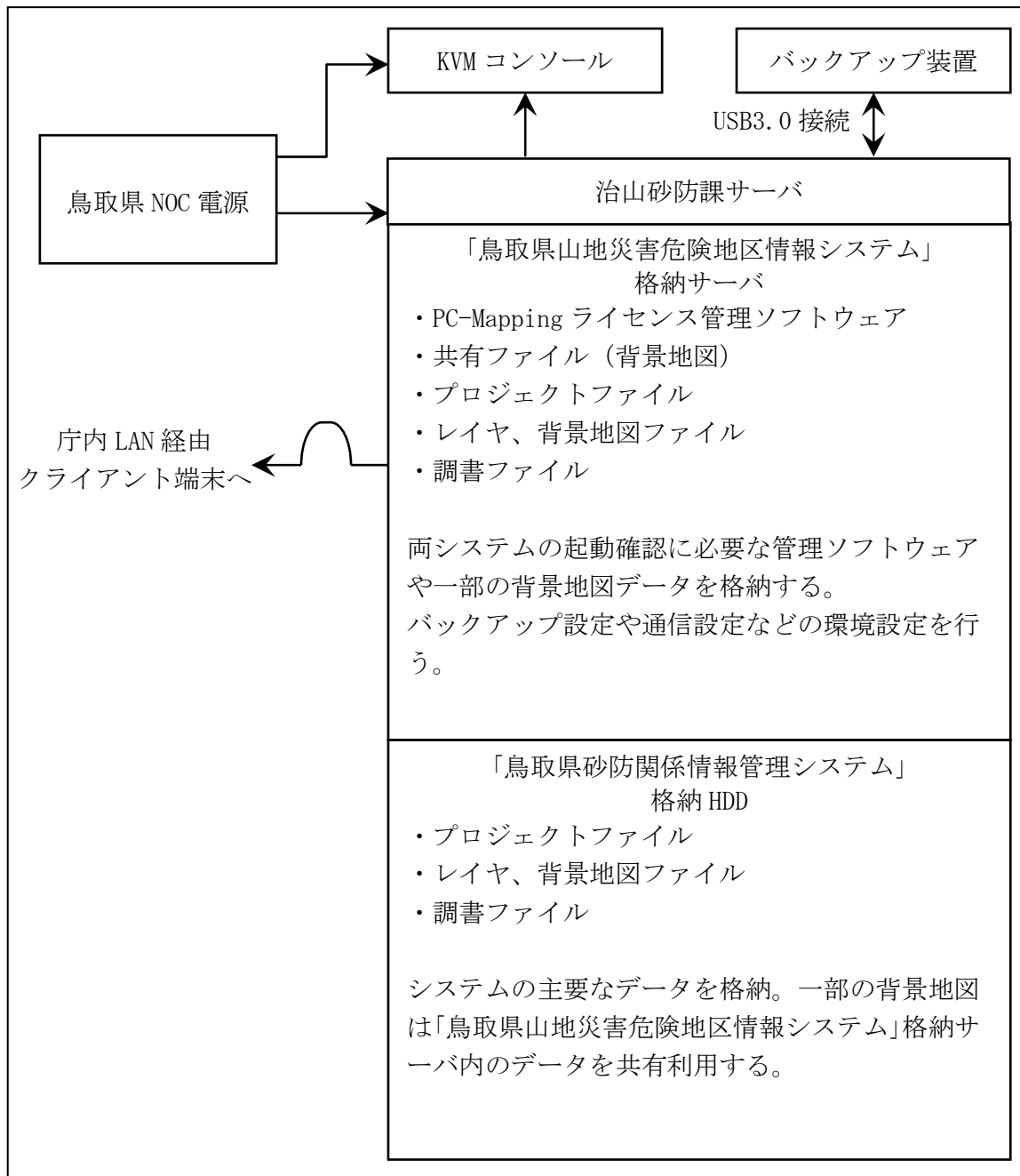
GIS ソフトウェア : PC-Mapping Ver8 HT、SP

データベースソフトウェア : Microsoft Access



(2) ハードウェア

- ア サーバ機器 Dell PowerEdge R340
イ OS Microsoft Windows Server 2016 Standard
ウ CPU インテル R XeonR E-2124
エ 内蔵ディスク 2TB×3
オ ディスクアレイ RAID5
カ バックアップ装置 ZHD4-UTXR
キ KVM コンソール RKCINS1708K



ハードウェア構成図

(3) 設置場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 NOC 内